京都市国民健康保険規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月2日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 36 号

京都市国民健康保険規則の一部を改正する規則

京都市国民健康保険規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「被保険者証及び被保険者資格証明書(以下「被保険者証等」という。)」を「資格確認書及び資格情報通知書」に改める。

第4条の見出しを「(資格確認書)」に改め、同条第1項中「被保険者証等」を「資格確認書」に、「つど」を「都度」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「被保険者証等」を「資格確認書」に改め、同項各号中「被保険者証等」を「資格確認書」に改める。

第6条第1項第1号、第7条の2第1号、第8条第1項第1号、第9条第2号及び第9条の2第1項第1号中「並びに被保険者証の記号及び番号」を「及び被保険者記号・番号」に改める。

第10条の4第1項本文中「第9条第9項」を「第9条第5項」に改め、同条第2項ただし書中「さかのぼって」を「遡って」に改め、同条第3項本文中「すべて」を「全て」に改め、同項ただし書中「第9条第9項」を「第9条第5項」に改める。

第14条第1項第1号及び第2項第1号、第16条第1号並びに附則第5項第1号及び 第6項第1号中「並びに被保険者証の記号及び番号」を「及び被保険者記号・番号」に改 める。

第1号様式1及び2中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和7年12月1日までの間におけるこの規則による改正後の京都市国民健康保険規則第2条及び第4条の規定の適用については、同規則第2条第1項第2号中「資格確認書」とあるのは「被保険者証及び被保険者資格証明書(以下「被保険者証等」という。)並びに資格確認書」と、同規則第4条(見出しを含む。)中

「資格確認書」とあるのは「被保険者証等及び資格確認書」とする。

3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)